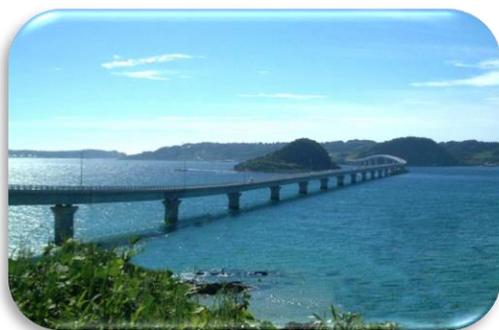


山口県公共施設等マネジメント基本方針



平成27年3月
(令和4年3月改訂)
山 口 県

目 次

I	策定の趣旨等	1
1	趣旨	
2	位置付け	
3	計画期間	
4	対象範囲	
II	本県の現況と将来の見通し	3
1	人口の動向	
2	財政の状況	
(1)	歳入	
(2)	歳出	
(3)	公共施設等の有形固定資産減価償却率	
(4)	人口推移等を踏まえた今後の財政見込み	
3	公共施設等の状況	
(1)	公共建築物	
(2)	都市基盤施設	
(3)	これまでの公共施設等のマネジメントに対する取組状況	
III	公共施設等のマネジメントに関する基本方針	16
1	推進体制等	
(1)	施設情報の一元化	
(2)	全庁的な推進体制の整備	
(3)	個別施設計画	
(4)	ユニバーサルデザイン化	
(5)	環境への配慮	
(6)	フォローアップ	
2	公共建築物のマネジメント	
(1)	総量の適正化	
(2)	不要施設の有効活用	
(3)	民間活力の活用	
(4)	長寿命化の推進	
(5)	耐震化の推進	
3	都市基盤施設のマネジメント	
(1)	長寿命化の推進	
(2)	安心・安全の確保	
(3)	技術力の確保・新技術の活用	
IV	施設類型ごとの基本方針	25

I 策定の趣旨等

1 趣旨

本県では、昭和40年代まで続いた高度経済成長期とその後の約10年の期間を中心に、人口の増加とそれに伴う県民ニーズの変化等に対応して、学校・県営住宅などの公共建築物や、道路・河川などの都市基盤施設を整備してきました。

現在、これらの公共施設等の老朽化が顕在化してきており、近い将来、多くの施設が順次修繕・更新時期を迎え、多額の経費が必要になることが見込まれています。

一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による県税収入の伸び悩みや、少子高齢化の進行に伴う扶助費等義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、公共施設等の修繕・更新に係る経費をいかに適正な水準に抑えていくのが喫緊の課題であるといえます。

また、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い、社会経済情勢や県民ニーズは各種施設を整備した当時とは大きく変化してきており、公共サービスのあり方を改めて見直す必要があります。

こうした課題を解決し、今後、健全で持続可能な行財政運営を実現していくためには、個々の公共施設等を単に維持管理するのではなく、施設全体を貴重な経営資源として捉え、効果的・効率的に管理し、活用していくことが必要です。

このため、本県では、計画的かつ効率的に公共施設等の整備や維持管理を行い、長寿命化や統廃合、利活用を進めることで将来負担の軽減を図り、財政上の健全性を維持するため、公共施設等の総合的な管理を推進していきます。

こうした将来にわたる今後の取組の基本的な方向性を示すため、山口県公共施設等マネジメント基本方針（以下「基本方針」といいます。）を策定（令和4年3月一部改訂）しました。

2 位置付け

基本方針は、県の最上位計画である「やまぐち維新プラン」に掲げる「持続可能で揺るぎない行財政基盤の確立」の取組の1つとして、公共施設等における今後の基本的な取組の方向性を示すとともに、国の「インフラ長寿命化基本計画」において各地方公共団体が策定することとされている「インフラ長寿命化計画(行動計画)」として位置付けるものです。

なお、基本方針は、今後の社会情勢や県民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

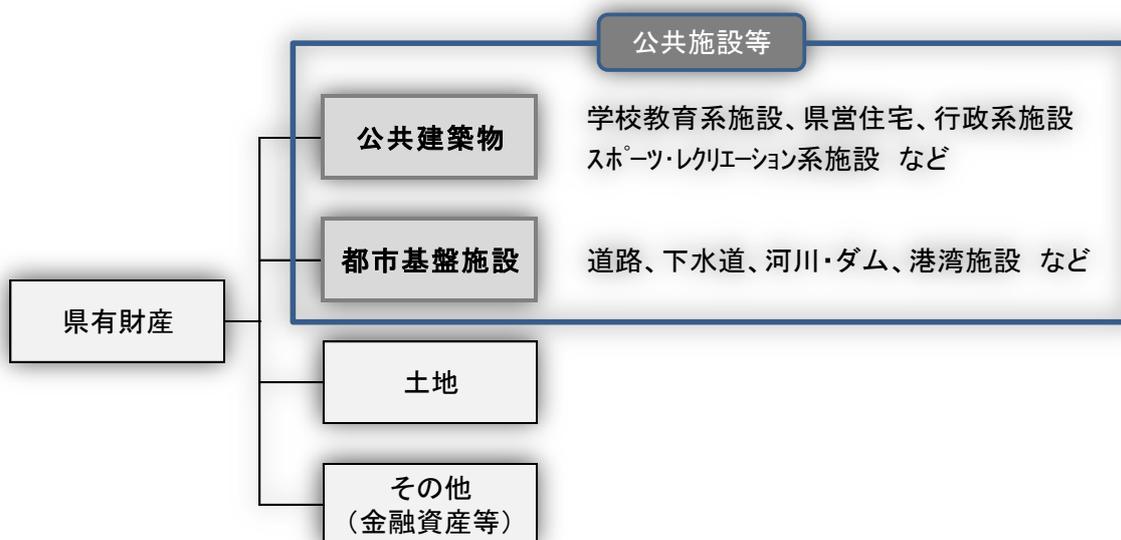
3 計画期間

基本方針の計画期間は、令和3年(2021年)4月1日から令和33年(2051年)3月31日までの30年間とします。

4 対象範囲

本県の所有する財産のうち、全ての公共建築物及び都市基盤施設（以下「公共施設等」といいます。）を対象とします。

図 I-1 基本方針の対象範囲



Ⅱ 本県の現況と将来の見通し

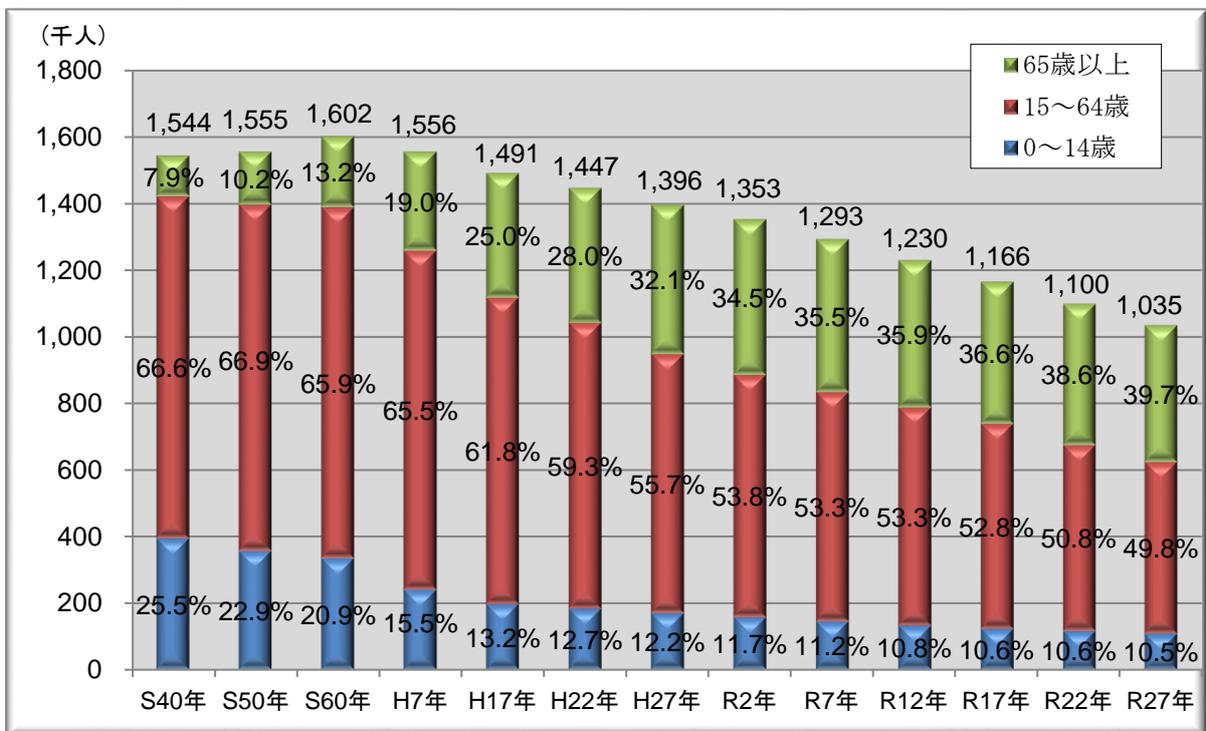
1 人口の動向

本県の人口は、昭和60年(1985年)の約160万人をピークに減少が続いており、令和27年(2045年)には約104万人まで減少することが予想されています。

また、年齢区分別に見ると、15歳未満の年少人口の人口全体に占める割合は、平成27年(2015年)の12.2%から、令和27年には10.5%に減少する一方で、65歳以上の高齢人口の割合は、平成27年の32.1%から、令和27年には39.7%に増加し、少子高齢化がより一層進行することが予想されています。

こうした人口の減少や人口構成の変化に合わせ、使用頻度の低くなった施設の用途の見直しや統廃合など、既存施設の有効活用を図るとともに、安全性やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行っていく必要があります。

図Ⅱ-1 本県人口の推移



出典：総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成30年(2018年)公表)」

2 財政の状況

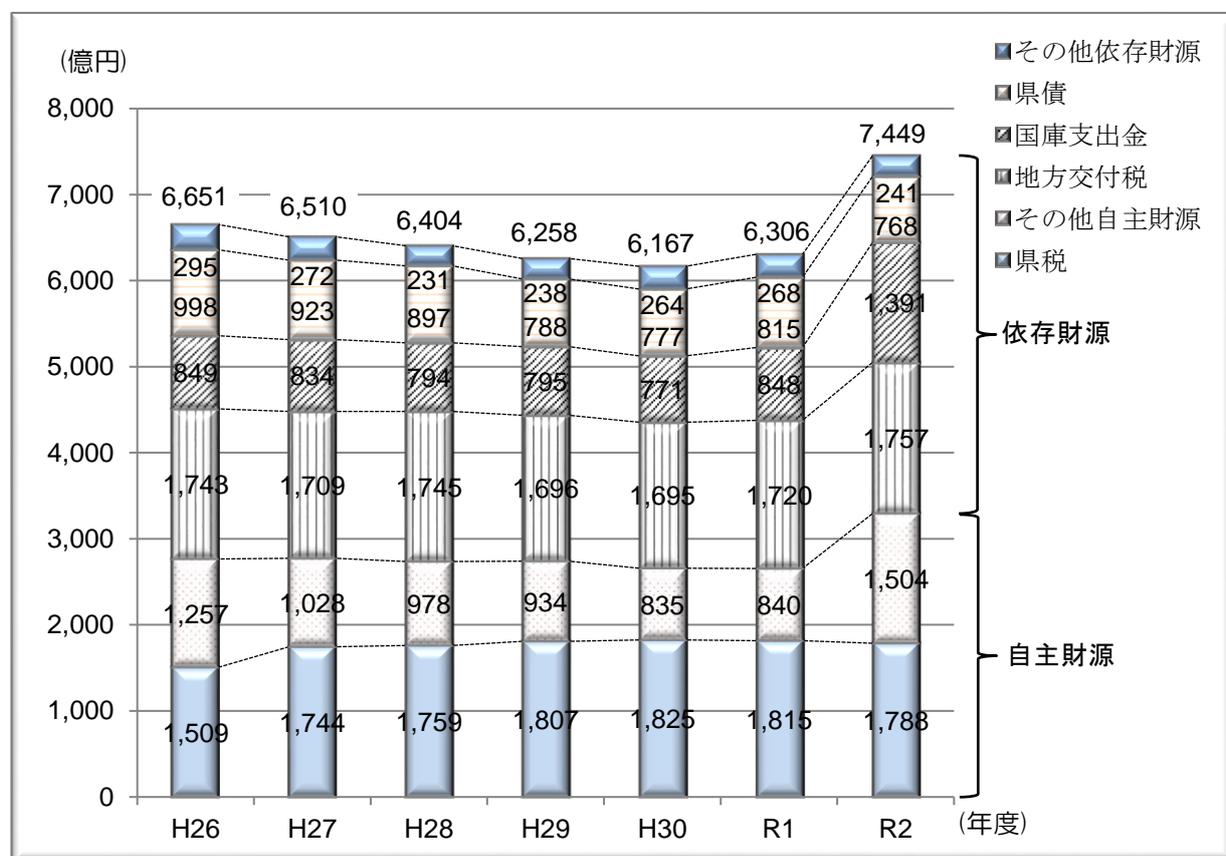
(1) 歳入

令和2年(2020年)度における普通会計の歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で7,449億円と突出して高くなっていますが、近年は6,000億円程度で推移しています。

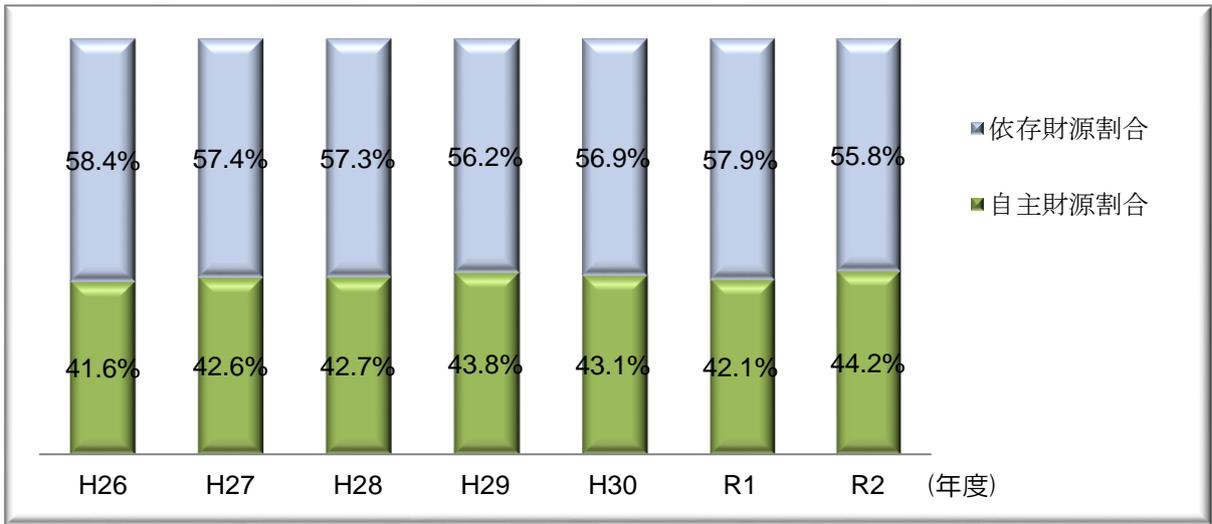
令和2年度では、県税等の自主財源が約44%、地方交付税、国庫支出金、県債等の依存財源が約56%となっており、県税収入が伸び悩む中、依然として、依存財源の割合が過半を占めています。

また、県税・地方交付税等の一般財源は、ほぼ横ばいで推移しており、臨時財政対策債の増発により今後も高い水準での推移が予想される公債費や、今後の増加が見込まれる社会保障関係費等に対応していくには、厳しい状況となっています。

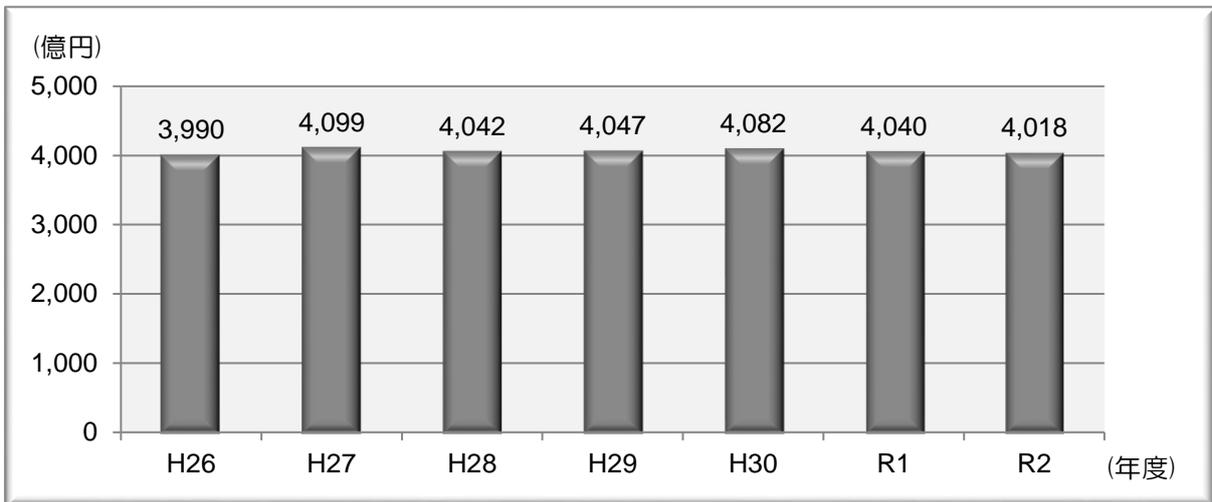
図Ⅱ-2 普通会計における決算の推移(歳入)



図Ⅱ-3 普通会計決算における自主財源・依存財源の割合



図Ⅱ-4 一般財源決算額の推移



※ 一般財源は、県税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額

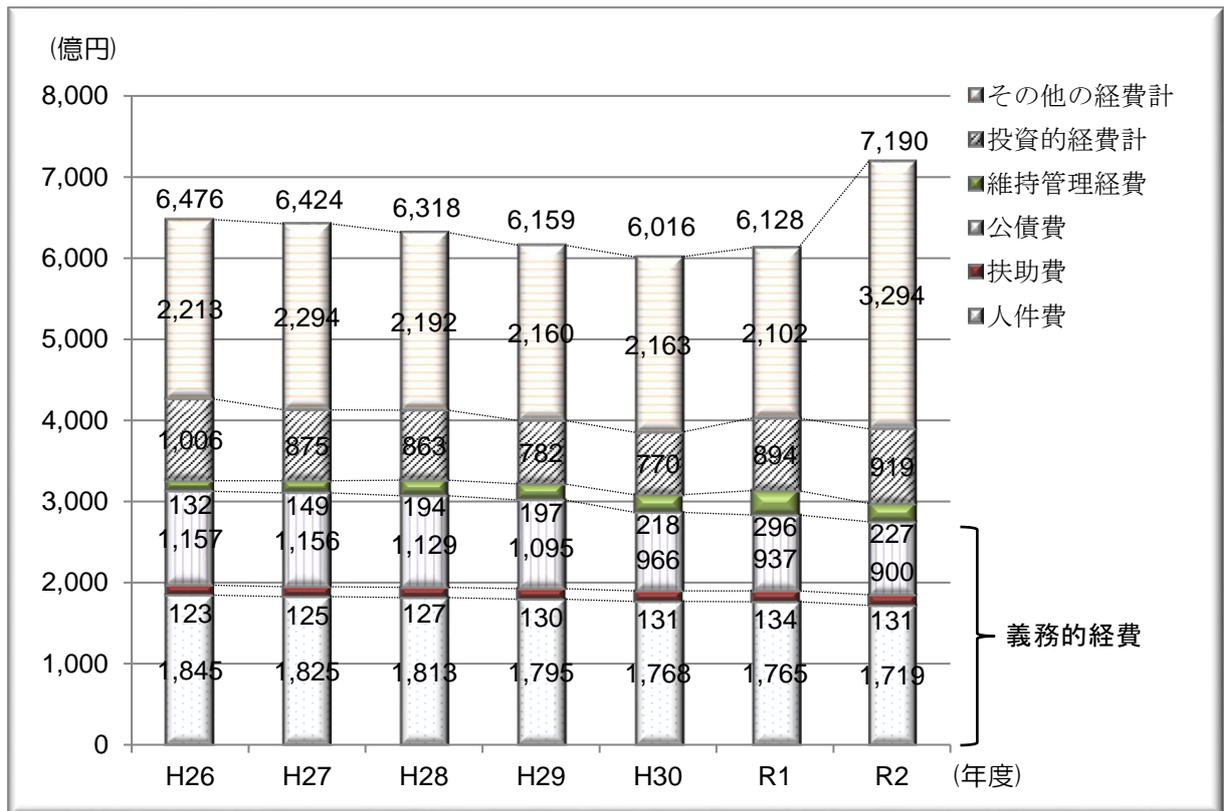
(2) 歳出

令和2年度における普通会計の歳出総額は7,190億円と歳入同様、新型コロナウイルス感染症対策の影響で高くなっていますが、近年は6,000億円程度で推移しています。

社会資本の整備に要する投資的経費はほぼ横ばいで推移し、公債費、扶助費などの義務的経費は減少傾向にあるほか、その他の経費についても令和2年度を除き減少傾向にあります。

また、維持管理経費は、近年200億円前後で推移しています。

図Ⅱ-5 普通会計における決算の推移（歳出）



(3) 公共施設等の有形固定資産減価償却率

公共施設等の有形固定資産減価償却率は、償却資産（建物、工作物等）を対象に以下の計算式で算出しています。

【有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／取得価格】

有形固定資産減価償却率	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	46.6%	48.3%	49.8%	51.2%	52.7%

(4) 人口推移等を踏まえた今後の財政見込み

人口減少や少子高齢化の進行は、今後の本県の財政にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。

まず、歳入面では、15歳以上64歳以下の生産年齢人口の減少は、本県の産業・経済における活力の維持・向上にとってのマイナス要因となり、県税収入への影響が懸念されます。

また、歳出面では、高齢人口の増大が社会保障関係費の増加をもたらすほか、臨時財政対策債等の公債費が今後も高い水準で推移する見込みです。

このため、県財政は今後も厳しい状況が続くことが予想され、公共施設等の維持管理経費や、老朽化施設の更新等に必要な投資的経費を十分に確保していくことは困難な課題であると考えられます。

3 公共施設等の状況

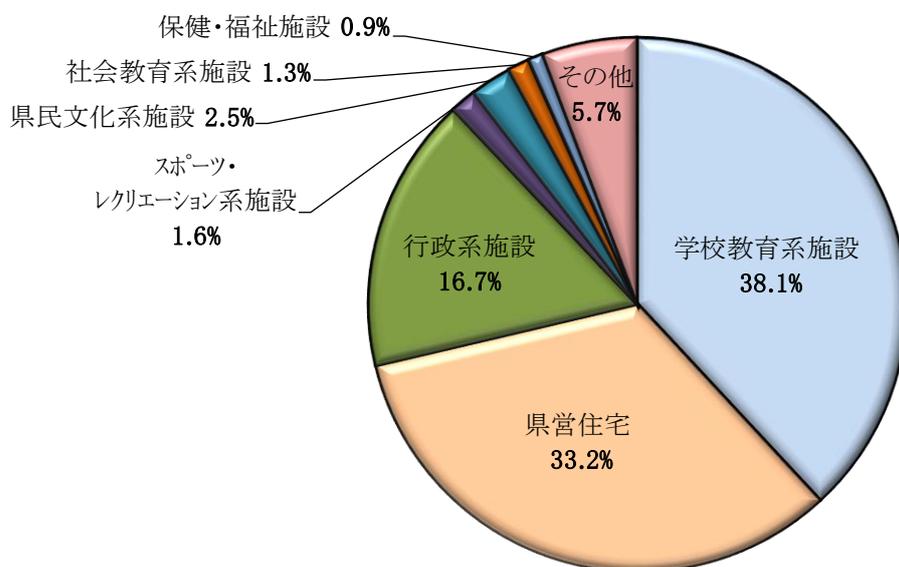
(1) 公共建築物

本県の保有する公共建築物は、令和3年(2021年)4月1日時点で、約850施設、約5,700棟、延床面積約275万㎡となっています。

施設類型毎の割合を見ると、県立学校等の学校教育系施設が38.1%（約105万㎡）と最も多く、続いて県営住宅が33.2%（約92万㎡）、庁舎等の行政系施設が16.7%（約46万㎡）となっており、この3つの類型で延床面積全体の約9割を占めています。

図Ⅱ-6 施設類型毎の割合

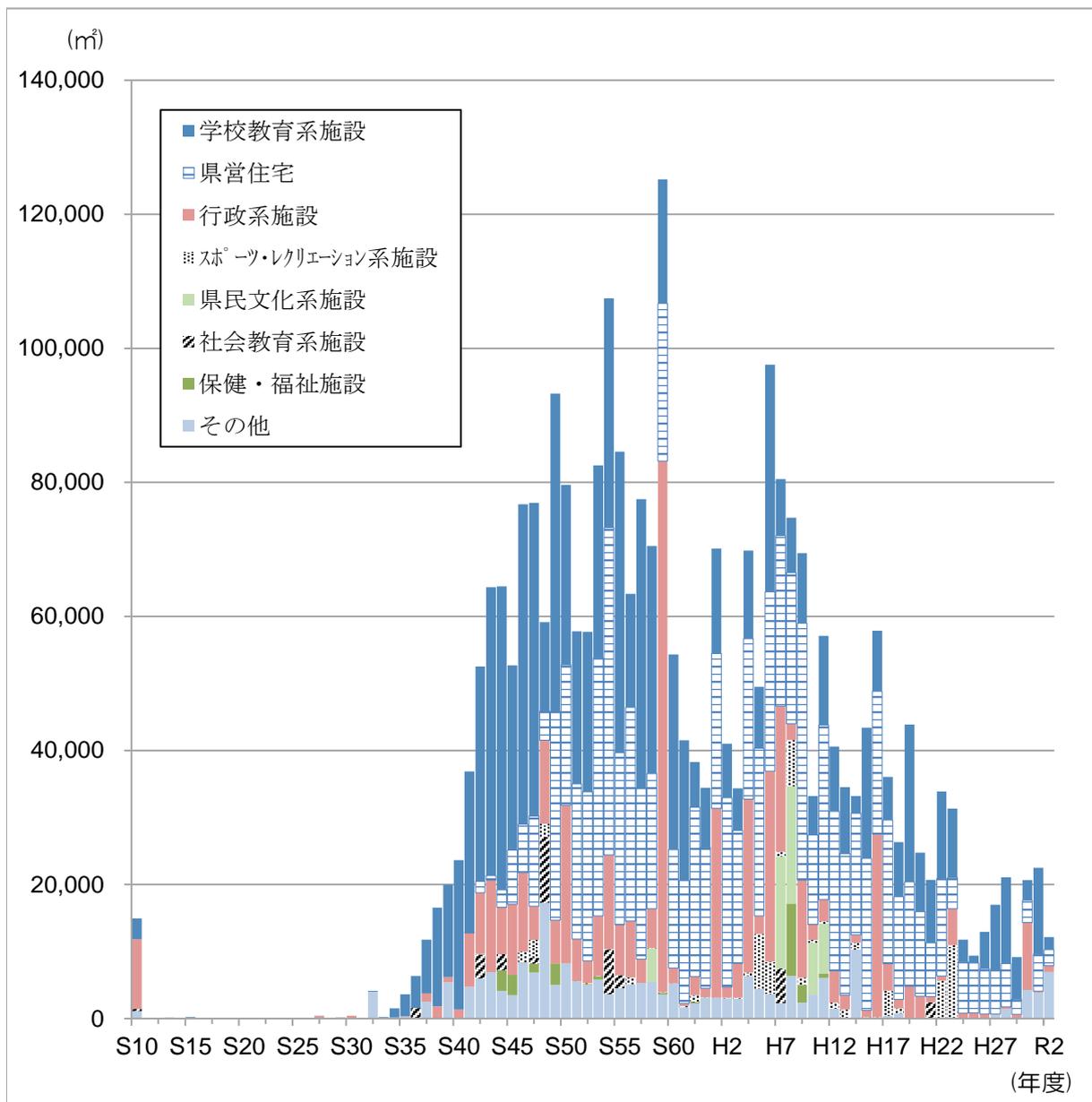
類型	主な施設	棟数	面積(㎡)	割合
学校教育系施設	高等学校・特別支援学校	2,602	1,052,650	38.1%
県営住宅	県営住宅	874	917,700	33.2%
行政系施設	本庁舎・総合庁舎・警察署	1,309	460,329	16.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ交流拠点施設 青少年自然の家	79	43,232	1.6%
県民文化系施設	文化ホール	19	68,156	2.5%
社会教育系施設	図書館・美術館・博物館	26	35,067	1.3%
保健・福祉施設	障害者福祉施設 保健施設	68	23,944	0.9%
その他	職員公舎・教職員住宅	726	157,715	5.7%
合計		5,703	2,758,793	100.0%



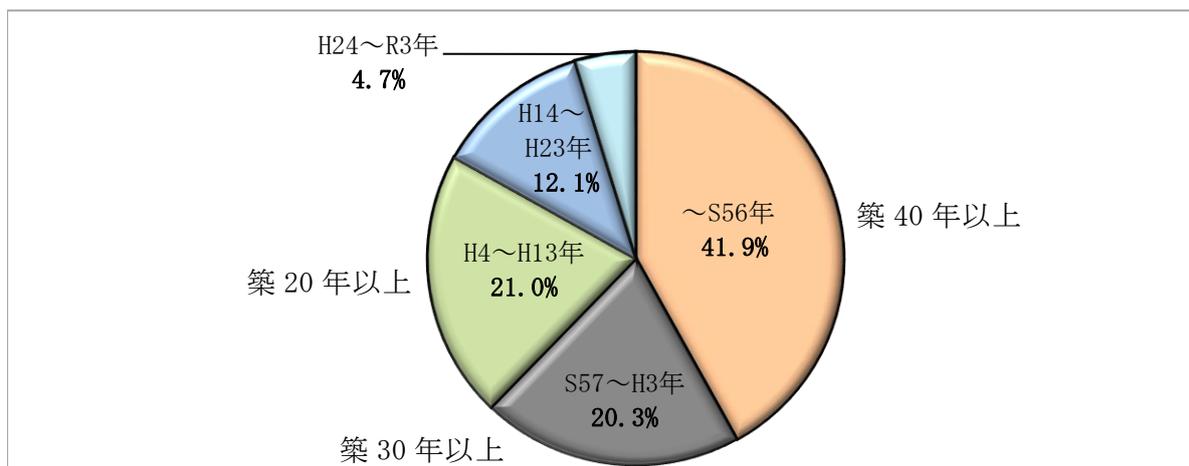
これらの公共建築物の多くは、経済成長や人口の増加により需要が拡大した昭和40年代から昭和50年代にかけて、主に学校教育系施設や県営住宅を中心に急速に整備されており、竣工から30年以上経過している公共建築物は、令和3年4月1日時点で全体の62.2%を占めています。

また、その後も、多様化する県民ニーズへの対応やサービス向上のため、スポーツ・レクリエーション施設や県民文化施設など、新たな公共建築物の整備を進めてきました。

図Ⅱ-7 年度別整備延床面積



図Ⅱ-8 建築年代別延床面積の割合

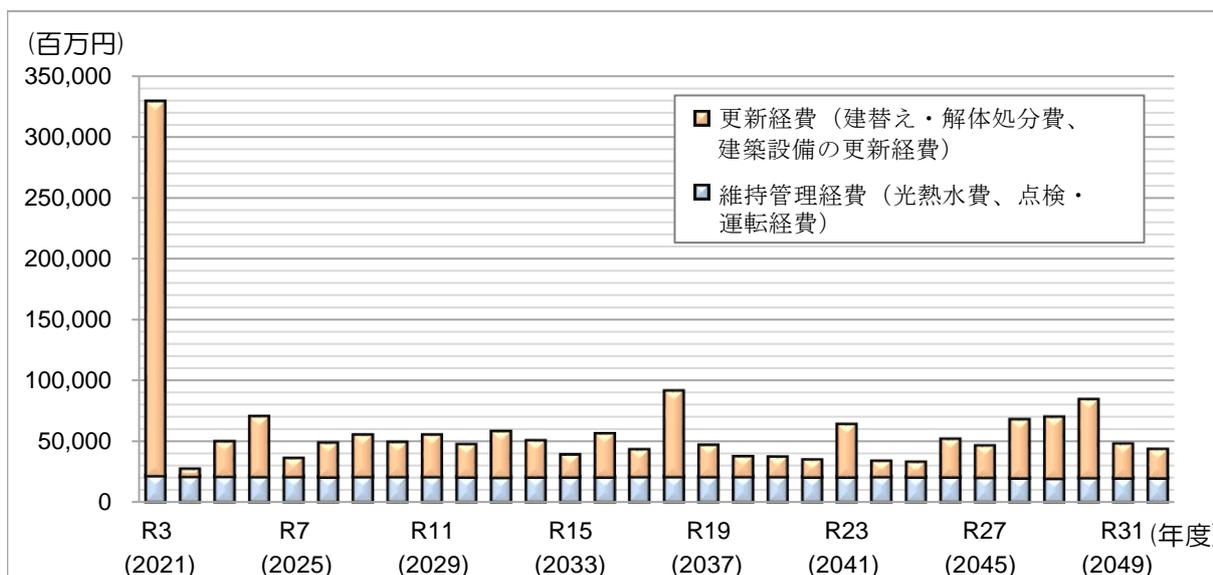


一般的に建築物の更新は、償却資産の耐用年数を目安に判断されることから、今後、過去に整備された公共建築物の更新時期が順次到来することとなり、大きな財政負担が予想されます。

なお、これらの公共建築物を法定耐用年数(※1)で更新した場合、令和 32 年(2050 年)度までの 30 年間における公共建築物の維持管理・更新に要する経費(※2)を試算(※3)すると、総額で約 1 兆 8,256 億円、年平均で約 609 億円となります。

- (※1) 当基本方針における公共建築物の法定耐用年数とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」に規定される構造別の年数のうち最長の年数
- (※2) 公共建築物の修繕・改修及び更新に要する経費に、解体処分費、点検・運転費、光熱水費を加えた経費
- (※3) 現在保有する公共建築物は全て保有し続け、法定耐用年数で更新すると仮定

図Ⅱ-9 法定耐用年数で更新した場合の維持管理・更新に要する経費の見込み(公共建築物)



また、公共建築物の劣化状況調査の結果等を踏まえ、法定耐用年数を超えて長寿命化を考慮した年数で更新した場合、令和 32 年度までの 30 年間における公共建築物の維持管理・更新に要する経費を試算(※4)すると、総額で約 1 兆 1,956 億円、年平均で 399 億円となります。

長寿命化の取組により、法定耐用年数で更新した場合の維持管理・更新に要する経費と比較して、計画期間の 30 年間では総額 6,300 億円、年平均で約 210 億円の財政負担の軽減が見込まれます。

(※4) 現在保有する公共建築物は全て保有し続け、建築物の劣化状況調査の結果を基に、法定耐用年数を超えて使用する建築物の選定を行い、目標使用年数及び周期を設定し建替えを実施すると仮定

図 II-10 長寿命化を考慮した年数で更新した場合の維持管理・更新に要する経費の見込み (公共建築物)

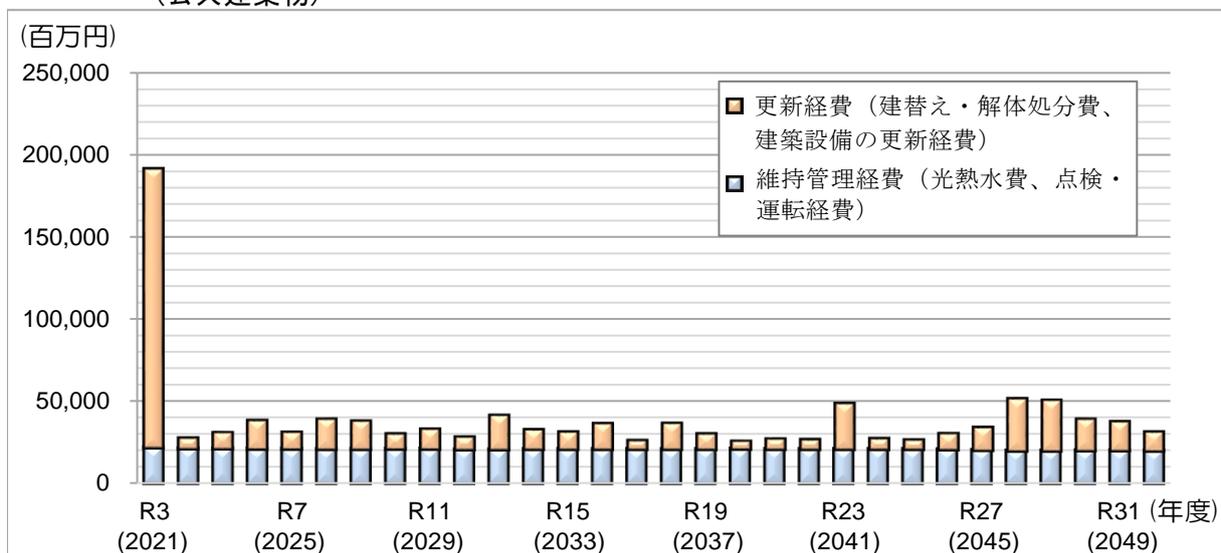
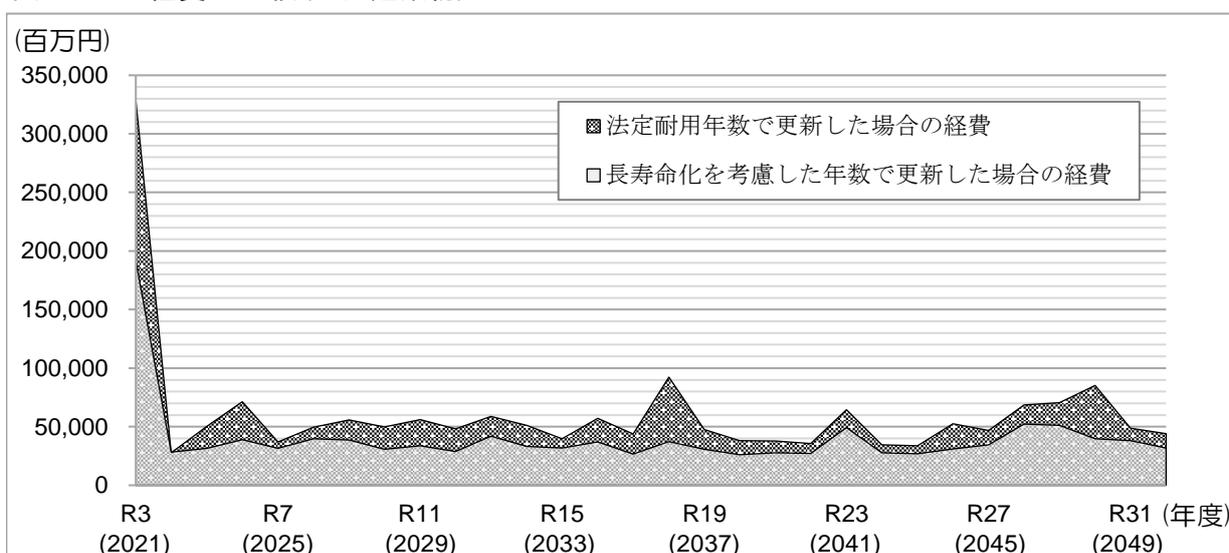


図 II-11 経費の比較 (公共建築物)



(2) 都市基盤施設

本県が保有・管理する道路、下水道、河川・ダム等の主な都市基盤施設は、令和3年4月1日時点で下表のとおりです。

類型	主な施設	施設数
道路	道路延長	3,444 km
	橋梁	4,315 橋
	トンネル	135 本
	交通信号機等	2,792 基
	交通管制設備	2,759 基
	道路標識	59,812 基
下水道	処理場	2 箇所
	管路	37.2 km
河川・ダム	河川延長	2,374 km
	河川数	474 河川
	河川管理施設	746 施設
	ダム	22 施設
港湾	水域施設、外郭施設、係留施設等	1,932 施設
海岸	防潮堤等施設	265 km
	水門、陸閘等施設	1,452 基
	排水施設	27 施設
砂防	砂防堰堤	1,396 基
	地すべり防止施設	90 地区
	急傾斜地崩壊防止施設	914 地区
空港	空港施設	15 施設
公園	園路広場、運動施設、遊戯施設等	1,118 施設
農業	農業用ダム	10 施設
治山	治山ダム	5,897 施設
工業用水道	貯水施設	4 箇所
	導水・送配水施設	320 km
	取水施設等	17 箇所
発電	水力発電所	12 箇所

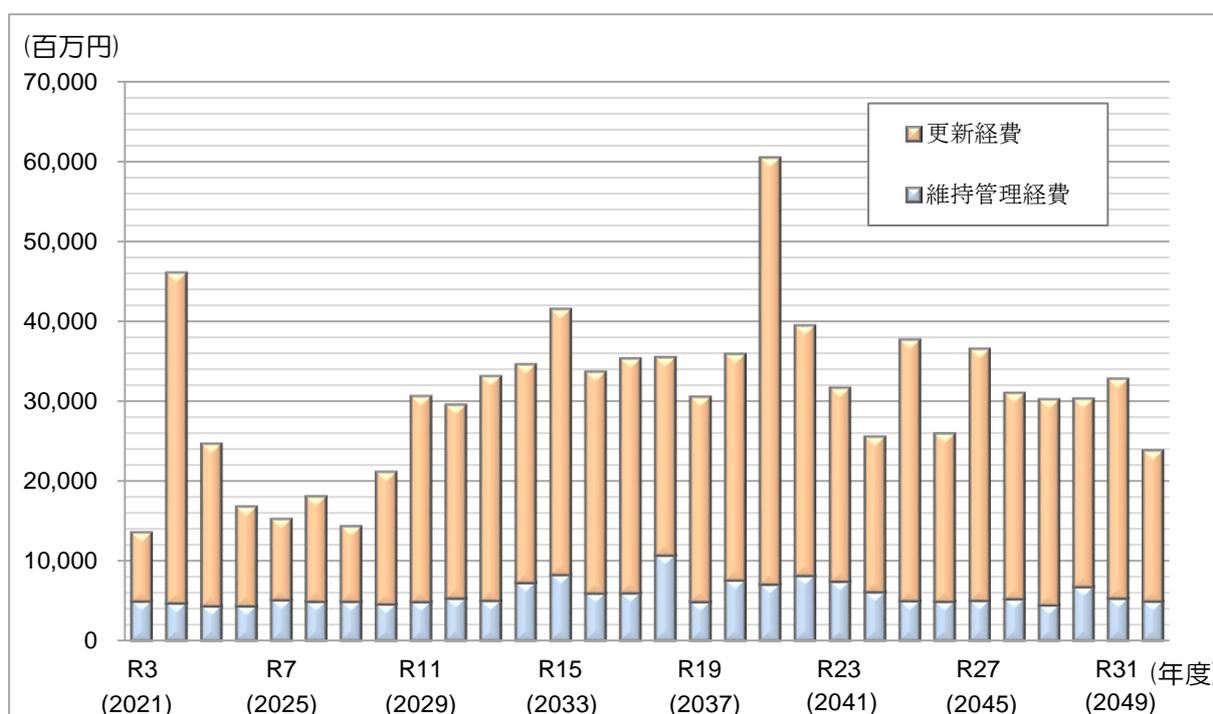
今後、高度経済成長期に集中的に整備を進めた都市基盤施設の老朽化が進行していくことから、現下の厳しい財政事情の中、いかに計画的・効率的に修繕・更新していくかが課題となります。

なお、これらの都市基盤施設を法定耐用年数等で単純更新した場合、令和 32 年までの 30 年間ににおける都市基盤施設の維持管理・更新に要する経費(※5)を試算(※6)すると、総額で約 9,165 億円、年平均で約 306 億円となります。

(※5) 都市基盤施設の補修、更新、解体処分、点検・運転等に要する経費

(※6) 維持管理経費は点検の結果や近年の実績等から事後保全型を前提として推計し、更新経費は実績や法令に基づく耐用年数等により対象施設を抽出し実績を基に更新経費を推計

図 II-12 法定耐用年数等で単純更新した場合の維持管理・更新に要する経費の見込み(都市基盤施設)

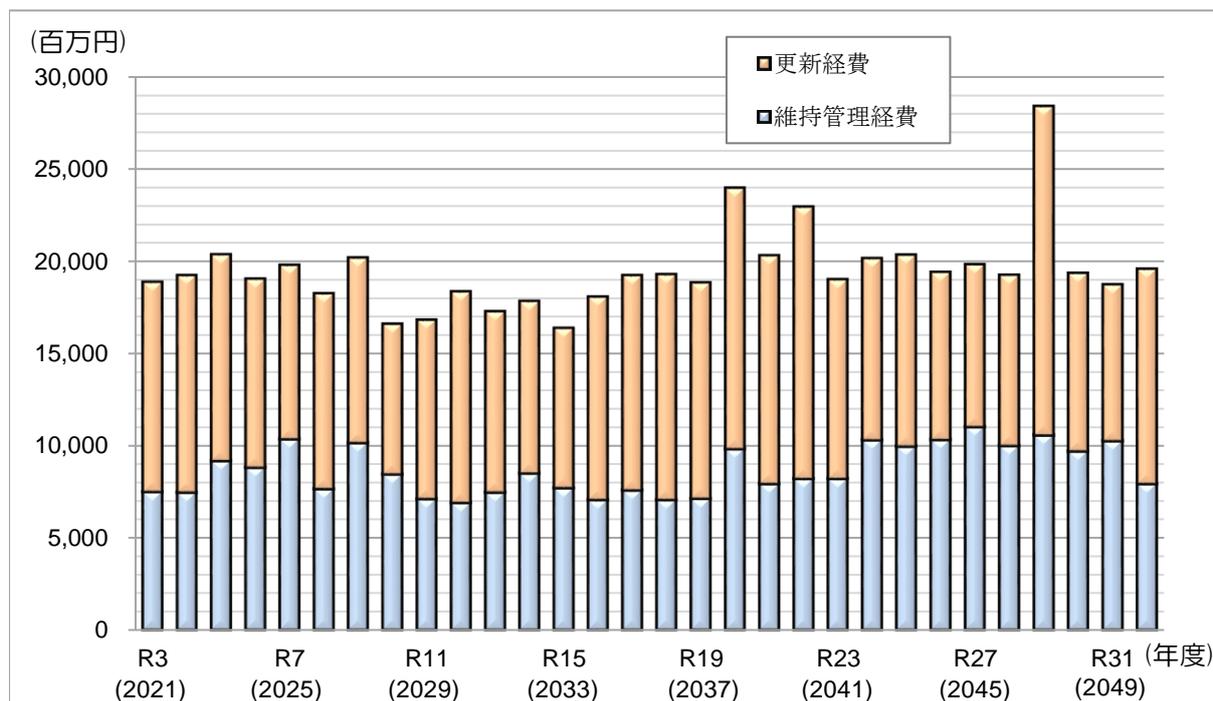


また、長寿命化を考慮した年数で更新した場合、令和 32 年までの 30 年間ににおける都市基盤施設の維持管理・更新に要する経費を試算(※7)すると、総額で約 5,863 億円、年平均で 195 億円となります。

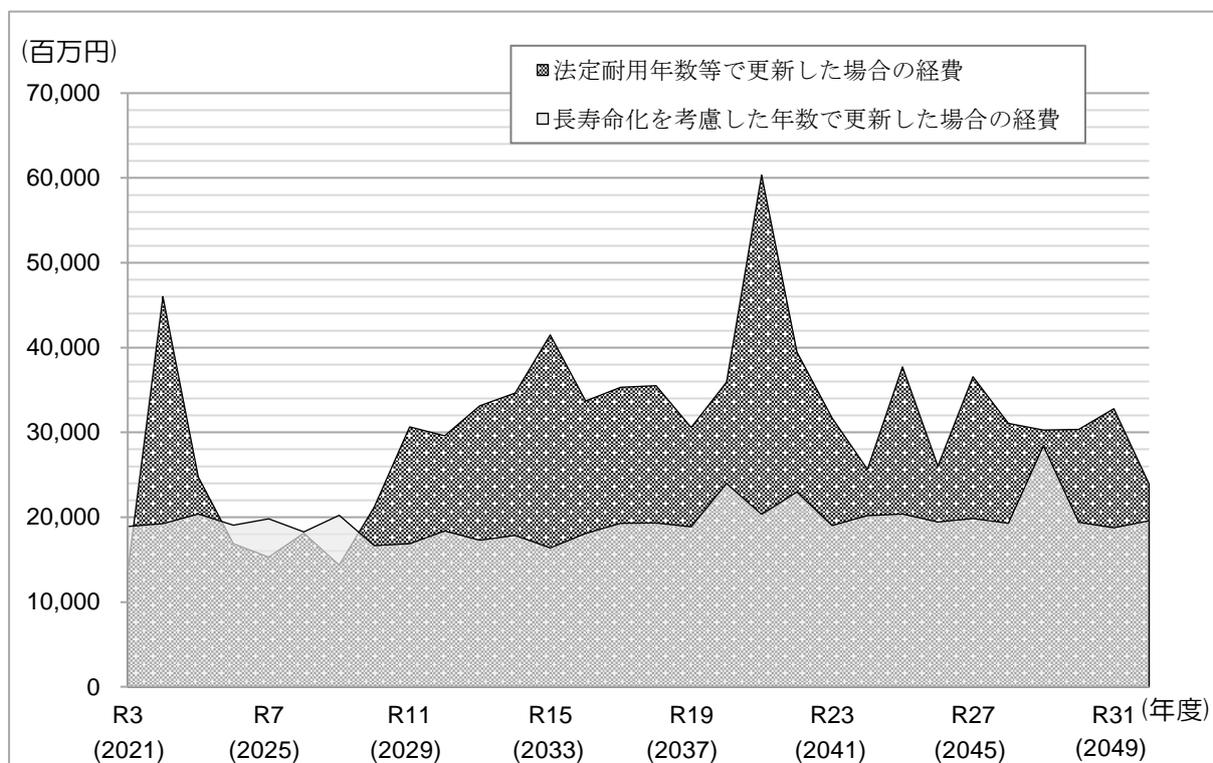
長寿命化の取組により、耐用年数等で更新した場合の維持管理・更新に要する経費と比較して、計画期間の 30 年間では総額 3,302 億円、年平均で約 110 億円の財政負担の軽減が見込まれます。

(※7) 予防保全型を前提として推計

図Ⅱ-13 長寿命化を考慮した年数で更新した場合の維持管理・更新に要する経費の見込み
(都市基盤施設)



図Ⅱ-14 経費の比較(都市基盤施設)



(3) これまでの公共施設等のマネジメントに対する取組状況

【公共建築物】

- 中央児童相談所や障害者更生相談所等の施設を福祉総合相談支援センターに統合するなど、総量の適正化に努めてきました。
- 未利用財産の売却・貸付等、不要施設の有効活用に努めてきました。
- 福祉施設等について、指定管理者制度の導入により民間活力の活用に努めてきました。
- 県営住宅等について、予防保全的な修繕・更新等を実施し長寿命化に努めてきました。
- 下関農林事務所や萩健康福祉センター等庁舎の耐震改修工事を実施するなど、耐震化に努めてきました。

【都市基盤施設】

- 予防保全の観点から、個別施設計画に基づき定期的に点検・診断を行い、適切な時期に修繕・更新等を実施することにより、長寿命化や県民の安心・安全の確保に努めてきました。
- 職員が持つ知識や点検、維持管理に係る技術の継承のための人材育成研修を実施し、技術力の確保に努めてきました。
- 橋梁において、AIによる点検・診断システムの構築を進めるなど、新技術の活用に努めてきました。

Ⅲ 公共施設等のマネジメントに関する基本方針

1 推進体制等

(1) 施設情報の一元化

公共施設等のマネジメントを効率的・機能的に推進していくためには、施設情報の一元的な管理が不可欠です。

この施設情報は、公共施設等の整備や補修履歴、保守管理費用や光熱水費等のコスト情報といった「施設管理情報」と、利用者数や利用者の特徴、ニーズ、苦情、要望といった「施設利用情報」の2種類に分けられます。

図Ⅲ-1 施設情報の種類と一元化のメリット

情報の種類	施設管理情報	施設利用情報
内容	公共施設等の整備や補修履歴、保守管理費用、光熱水費等	利用者数や利用頻度等の利用実態
一元化のメリット	①修繕・更新の順位付け ②事業量・財政負担の平準化 ③維持管理コストの低減	①施設利用の効率化 ②施設の統廃合等の検討

まず、「施設管理情報」の一元化により、全体の公共施設等の中で、修繕・更新の優先順位付けの検討が可能となり、事業量・財政負担の平準化に繋がるとともに、各施設における光熱水費等の施設維持管理経費について、施設間での使用量等のデータ分析を行い、運営方法の改善や修繕等に活用することにより、維持管理コストを低減させる効果が期待できます。

また、将来的には、類似した保守管理業務の一括委託や所管部局の異なる施設の修繕工事の同時施工、共通仕様書の作成等の取組も考えられます。

次に、「施設利用情報」の一元化により、公共施設等が無駄なく効率的に活用されているか、目的が類似する施設が重複して存在していないかなどを相対的に検証することが可能となり、施設の複合化や統廃合といった将来のあり方についての検討材料とすることができます。

また、主に県民が利用する公の施設については、各施設の利用実態を比較検討することで、当該施設で提供するサービス水準の向上に向けた検討材料とする効果も期待できます。

こうした施設利用情報の一元化によるメリットの発揮に向け、各公共施設等の所管課において個別に整備している財産台帳等の施設管理情報を集約し、それを全庁で共有化するための体制づくりを進めます。

(2) 全庁的な推進体制の整備

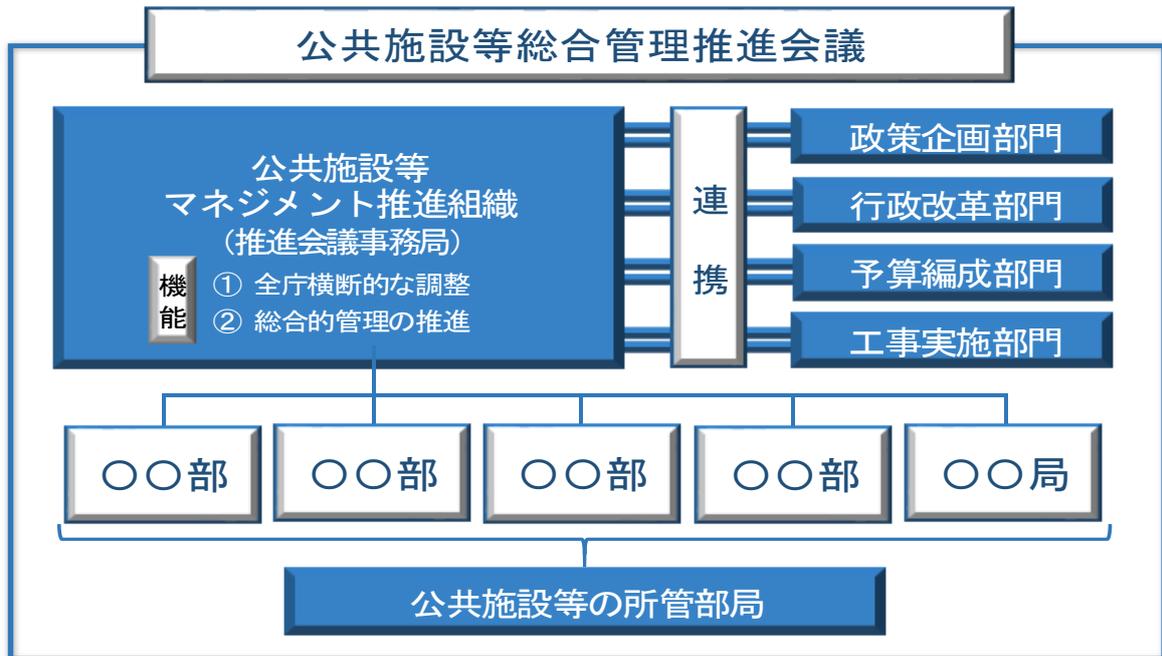
一元化した施設情報を活用し、公共施設等のマネジメントを効率的・機能的に推進していくためには、本県が保有する公共施設等の全体を監理し、全庁横断的な調整と総合的管理を推進する組織が必要です。

また、長期的視点により策定する基本方針は、財政措置が伴ってはじめて実効性を担保できることから、予算編成部門との連携も必要不可欠です。

このため本県では、平成 27 年(2015 年) 6 月に「公共施設等総合管理推進会議」を設置し、各公共施設等の所管部局の意見や政策企画部門・行政改革部門・予算編成部門・工事実施部門の意見など、様々な意見を集約・調整し、合意形成を図りながら取組を進めていくこととしています。

こうした全庁的な取組体制の下、今後の公共施設等のマネジメントを総合的・計画的に推進していきます。

図Ⅲ-2 庁内連携体制

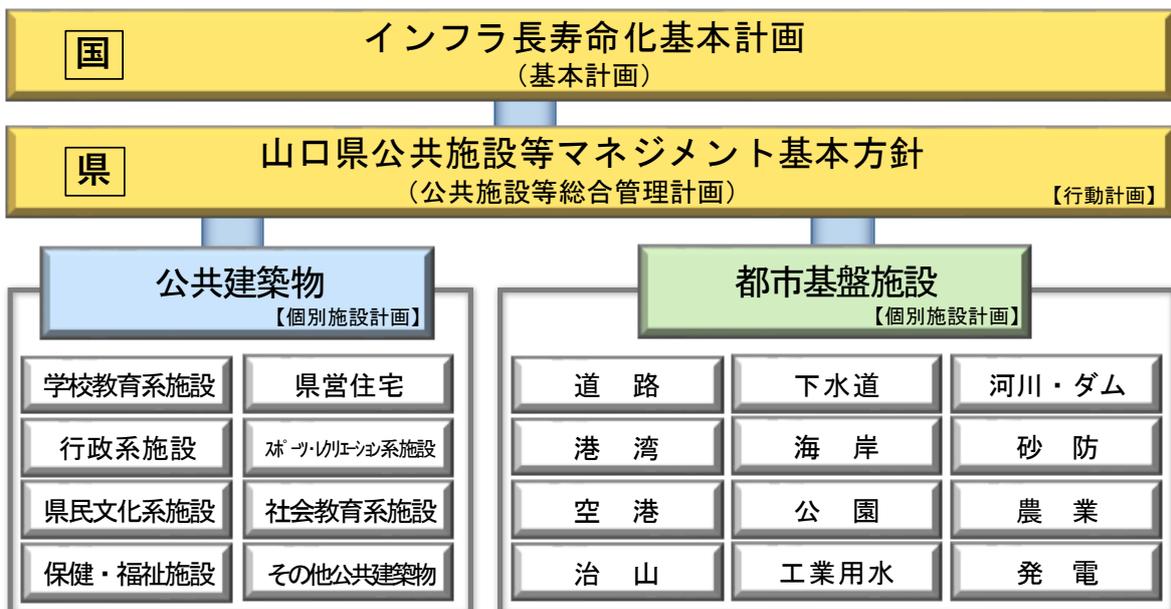


(3) 個別施設計画

施設類型毎に策定する個別施設計画に基づき公共施設等の維持管理、修繕、更新等の取組を実施していきます。

また、限られた財源の中で計画的に公共施設等を維持管理していくため、個別施設計画の実施状況を検証するとともに、定期的に見直しを行うものとします。

図Ⅲ-3 計画体系



(4) ユニバーサルデザイン化

すべての人が安心・安全に利用しやすい施設とするために、公共施設等の修繕・更新等を行う際には、「山口県ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、利用者のニーズや施設の状況に応じたユニバーサルデザイン化を進めます。

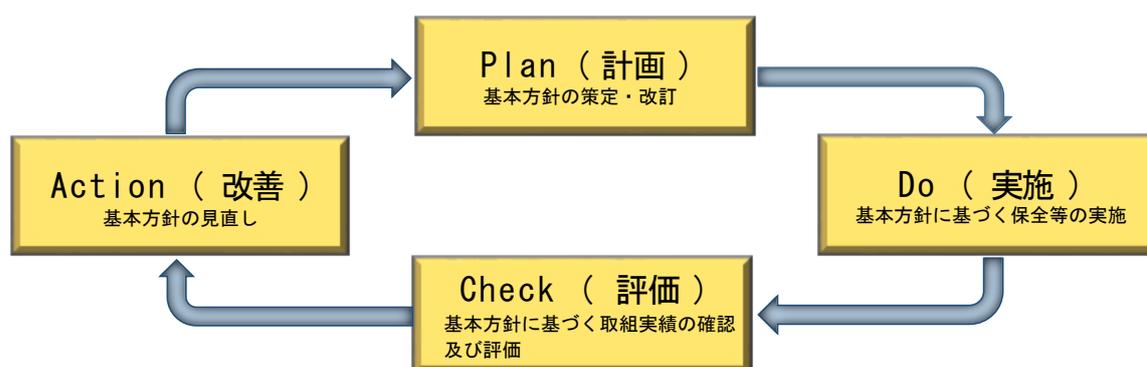
(5) 環境への配慮

脱炭素社会の実現に向けた社会情勢等を踏まえ、省・創・蓄エネルギー関連設備の導入や再生可能エネルギー電力調達、効率的なエネルギーの需給管理に努めます。

(6) フォローアップ

基本方針の検証と見直しにあたっては10年毎とし、PDCA（Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善））サイクルに基づきフォローアップを実施していきます。

図Ⅲ-4 PDCAサイクル



2 公共建築物のマネジメント

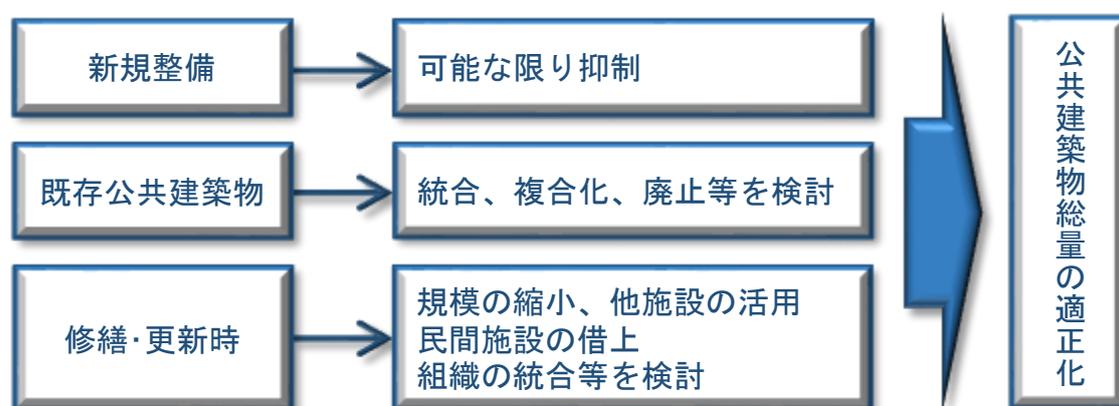
(1) 総量の適正化

公共建築物の必要性について、施設の必置規制の有無、老朽化の程度や利用実態、政策適合性、費用対効果などの面から、不断に検証・見直しを行い、公共建築物の総量の適正化を図っていくこととします。

具体的には、公共建築物の新規整備は可能な限り抑制し、既存公共建築物については、周辺施設や類似施設との統合や複合化、部局を超えた相互利用、廃止等を検討しながら、総量の適正化に取り組んでいきます。

また、修繕・更新時は、行政ニーズを踏まえながら、当該公共建築物で提供するサービスの内容を精査し、規模の縮小を検討するとともに、他施設の活用や民間施設の借上、組織の統合等についても検討していきます。

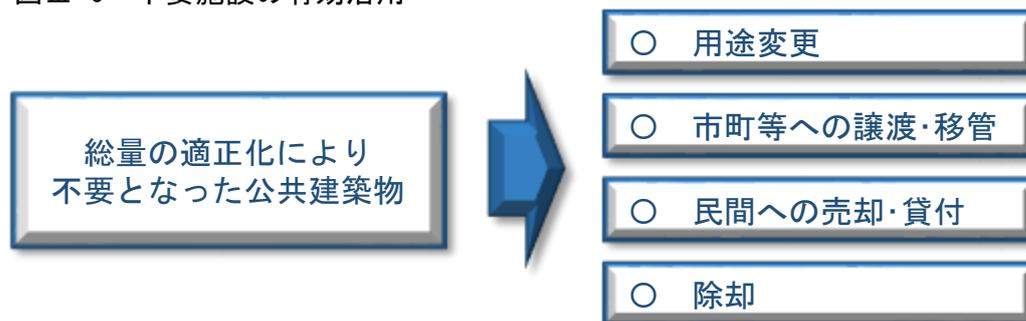
図Ⅲ-5 総量の適正化



(2) 不要施設の有効活用

総量の縮小を図ることにより不要となった公共建築物については、用途変更や市町等への譲渡・移管、民間への売却・貸付など、多様な手法によりその有効活用を促進し、財政負担の軽減や効果的な行政サービスの提供を図っていくこととします。また、こうした有効活用が見込まれない公共建築物については、除却を検討していきます。

図Ⅲ-6 不要施設の有効活用



(3) 民間活力の活用

現在直営で運営している公共建築物や新たに設置する公共建築物については、「民間でできることはできるだけ民間に委ねる」ことを基本に、サービスの向上やコストの削減等の観点から、指定管理者制度の導入や外部委託、独立行政法人化、PFI (Private Finance Initiative) の活用、民営化など、PPP (Public-Private Partnership: 官民協働) の推進について、幅広く検討していきます。

また、修繕・更新時や新たな公共建築物等が必要となった場合には、提供するサービスの性格や将来的なコスト等を考慮した上で、民間施設の借上を積極的に検討します。

図Ⅲ-7 民間活力の活用



(4) 長寿命化の推進

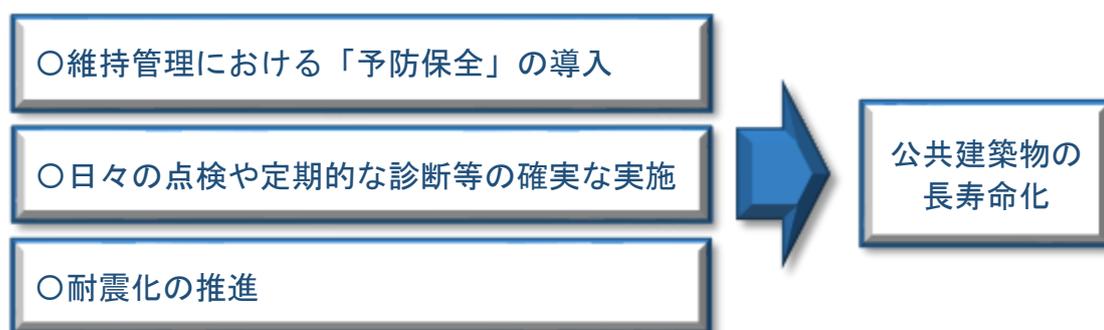
施設の機能を維持し続けるとともに、将来にわたる財政負担の軽減・平準化を図るため、原則として全ての公共建築物について、耐震化の取組と連携しながら、長寿命化に配慮した取組を実施していきます。

具体的には、これまでの対症療法的な維持管理である「事後保全」に加え、中長期的な視点に基づき不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」を導入し、計画的な維持管理を実施していきます。

また、予防保全を計画的に実施していくため、日々の点検や定期的な診断等を確実に実施し、予防保全の取組に反映させていきます。

こうした取組により、施設の長寿命化を図るとともに、公共施設等の設計費や建設費だけでなく、維持管理、修繕、更新、解体処分に至るまでにかかる生涯費用（ライフサイクルコスト）の縮減を図ります。

図Ⅲ-8 長寿命化の推進



(5) 耐震化の推進

耐震化工事が必要な公共建築物^(※8)については、「山口県地域防災計画」等に基づき、計画的に耐震化工事を推進してきた結果、令和3年4月時点で公共建築物全体の89.8%の耐震化を完了しています。

今後も引き続き、施設の利用形態等を踏まえ、優先順位の高いものから耐震化を進めていきます。

(※8) 昭和56年以前に建築された非木造の建物で、2階建て以上又は200㎡超のもの

3 都市基盤施設のマネジメント

道路、下水道、河川・ダム等の都市基盤施設については、必ずしも複合化や集約化、用途変更等が適さないことから、公共建築物とは異なる観点・方法によって維持管理していく必要があります。

このため、道路・河川といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等を踏まえて今後の方向性を検討し、施設の特性に応じた維持管理を行っていきます。

(1) 長寿命化の推進

長期にわたって健全な機能を確保し、大規模な修繕・更新等をできるだけ回避するため、道路・河川など各施設の特性に応じて「予防保全型」と「事後保全型」の区分けを行い、予防保全を行う施設については、適切な時期に修繕を行うことにより長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、都市基盤施設の整備や修繕・更新時には、長期間維持管理がしやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求し、将来的な財政負担の軽減を図ります。

(2) 安心・安全の確保

都市基盤施設は、県民の安心・安全な生活を支える基盤となるものであることから、今後も活用していく都市基盤施設については、予防保全の観点から、定期的な点検を確実に実施することにより、劣化・損傷の状況や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等を評価・診断していきます。

なお、点検・診断に当たっては、実施要領等を随時改正し、これに基づいて適切に実施するとともに、その結果を次の点検・診断等に活用するという持続可能なメンテナンスサイクルを構築していきます。

また、防災減災、環境問題など、時代の要請に対応した都市基盤施設として必要な整備や改修を、施設の修繕・更新時期に実施するなど、効率的な維持管理を推進します。

(3) 技術力の確保・新技術の活用

都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、施設管理における専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整えていきます。

また、国や大学、研究機関、企業等とも連携し、新技術の活用や技術力の向上を図っていきます。

IV 施設類型ごとの基本方針

類型	主な施設	今後の管理方針
(1) 公共建築物		
学校教育系施設	高等学校 特別支援学校 産業技術学校 萩看護学校 農業大学校	<p>◇ 施設の老朽化等に伴う更新、修繕等については、令和2年度に策定した「山口県公共建築物(学校教育系施設)個別施設計画」に基づく取組を実施する。</p> <p>◇ 県立高校については、県立高校将来構想を踏まえ取組を進める。</p>
県営住宅	県営住宅	<p>◇ 点検については、法令や定期点検実施要領等に基づき、建築物の構造・設備・外装仕上げ等により、毎年・3年・10年に1度実施する。</p> <p>◇ 更新、修繕等については、令和2年度に策定した「山口県県営住宅長寿命化計画」に基づく取組を実施する。</p>
行政系施設	県庁本庁舎 総合庁舎 単独庁舎 警察本部 警察署・警察署分庁舎 交番・駐在所 セミナーパーク	<p>◇ 施設の老朽化等に伴う更新、修繕等については、令和2年度に策定した「山口県公共建築物(行政系施設)個別施設計画」に基づく取組を実施する。</p>
スポーツ・レクリエーション系施設	下関武道館 スポーツ交流村 青少年自然の家 やまぐちフラワーランド セントコア山口	<p>◇ 施設の老朽化等に伴う更新、修繕等については、令和2年度に策定した「山口県公共建築物(スポーツ・レクリエーション系施設)個別施設計画」に基づく取組を実施する。</p> <p>◇ 指定管理者制度を導入している施設については、制度の趣旨に沿って適切な管理運営を行う。</p>
県民文化系施設	国際総合センター 県民文化ホールいわくに 秋吉台国際芸術村 県民芸術文化ホールながと 教育会館	<p>◇ 施設の老朽化等に伴う更新、修繕等については、令和2年度に策定した「山口県公共建築物(県民文化系施設)個別施設計画」に基づく取組を実施する。</p> <p>◇ 指定管理者制度を導入している施設については、制度の趣旨に沿って適切な管理運営を行う。</p>

類型	主な施設	今後の管理方針
社会教育系施設	図書館 美術館 博物館 埋蔵文化財センター	◇ 施設の老朽化等に伴う更新、修繕等については、令和2年度に策定した「山口県公共建築物(社会教育系施設)個別施設計画」に基づく取組を実施する。
保健・福祉施設	身体障害者福祉センター 聴覚障害者情報センター みほり学園 育成学校 総合保健会館	◇ 施設の老朽化等に伴う更新、修繕等については、令和2年度に策定した「山口県公共建築物(保健・福祉施設)個別施設計画」に基づく取組を実施する。 ◇ 指定管理者制度を導入している施設については、制度の趣旨に沿って適切な管理運営を行う。
その他 公共建築物	職員公舎 教職員住宅 警察職員宿舎 下関漁港ビル ポートビル	◇ 施設の老朽化等に伴う更新、修繕等については、令和2年度に策定した「山口県公共建築物(その他公共建築物)個別施設計画」に基づく取組を実施する。
(2) 都市基盤施設		
道路	道路 橋梁 トンネル 交通信号機等 交通管制設備 道路標識	◇ 点検・診断については、法令や定期点検要領等に基づき、5年に1度実施する。 ◇ 修繕・更新については、道路等は平成30年度に策定した「山口県橋梁長寿命化計画」、平成27年度に策定した「山口県トンネル長寿命化修繕計画」、平成28年度に策定した「山口県横断歩道橋長寿命化計画」、「山口県シェッド長寿命化計画」、「山口県門型標識等長寿命化計画」、平成29年度に策定した「山口県カルバート長寿命化計画」、交通信号機等は令和2年度に策定した「山口県警察交通安全施設長寿命化計画」に基づく取組を実施する。
下水道	処理場 管路	◇ 点検・診断については、法令や下水道維持管理指針等に基づき、施設や機器に応じた日常・週例・月例及び年次の各種点検を実施する。 ◇ 修繕・更新については、平成29年度に策定した「田布施川流域下水道長寿命化計画」、令和元年度に策定した「周南流域下水道ストックマネジメント計画」に基づく取組を実施する。

類型	主な施設	今後の管理方針
河川・ダム	河川管理施設 ダム	<p>◇ 点検・診断については、点検要領等に基づき、施設や機器に応じた頻度や内容により定期的を実施する。</p> <p>◇ 修繕・更新については、排水機場は平成21年度に策定した「山口県河川管理施設長寿命化計画(排水機場)」、救急内水排水機場は平成28年度に策定にした「山口県河川管理施設長寿命化計画(救急内水対策排水機場)」、ダムは平成30年度に策定した「山口県ダム長寿命化計画」に基づく取組を実施する。</p>
港湾	水域施設 外郭施設 係留施設等	<p>◇ 点検・診断については、点検マニュアル等に基づき、施設に応じ、3～5年に1度実施する。</p> <p>◇ 修繕・更新については、施設毎に策定した「水産物供給基盤機能保全事業基本計画」、平成28年度に策定した「山口県港湾施設長寿命化計画」に基づく取組を実施する。</p>
海岸	防潮堤等施設 水門、陸閘等施設 排水施設	<p>◇ 点検・診断については、維持管理マニュアル等に基づき、5年に1度実施する。</p> <p>◇ 修繕・更新については、施設毎に策定した「漁港海岸長寿命化計画」、平成28年度に策定した「山口県海岸保全施設長寿命化計画」に基づく取組を実施する。</p>
砂防	砂防堰堤 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設	<p>◇ 点検・診断については、点検要領等に基づき、定期的を実施する。</p> <p>◇ 修繕・更新については、平成28年度に策定した「山口県砂防関係施設長寿命化計画」に基づく取組を実施する。</p>
空港	空港施設	<p>◇ 点検・診断については、維持管理指針等に基づき、施設に応じ、3～5年に1度実施する。</p> <p>◇ 修繕・更新については、令和3年度に策定した「山口宇部空港維持管理・更新計画」に基づく取組を実施する。</p>

類型	主な施設	今後の管理方針
公園	園路広場 運動施設 遊戯施設 便益施設 休養施設 ビジターセンター等	<p>◇ 点検・診断については、公園施設長寿命化計画策定指針等に基づき、施設や機器に応じ、巡視による週例・月例の点検や他法令の規定による定期点検を実施する。</p> <p>◇ 修繕・更新については、園路広場等は令和元年度に策定した「山口県公園施設長寿命化計画」、ビジターセンター等は令和2年度に策定した「山口県自然公園等施設長寿命化計画」に基づく取組を実施する。</p>
農業	農業用ダム	<p>◇ 点検・診断については、管理規程等に基づき、定期的を実施する。</p> <p>◇ 修繕・更新については、施設毎に策定した「機能保全計画」に基づく取組を実施する。</p>
治山	治山ダム	<p>◇ 点検・診断については、治山施設個別施設計画策定マニュアル等に基づく取組を実施する。</p> <p>◇ 修繕・更新については、令和2年度に策定した「山口県治山施設個別施設計画」に基づく取組を実施する。</p>
工業用水道	貯水施設 導水・送配水施設 取水施設等	<p>◇ 巡視・点検については、「山口県工業用水道施設維持管理要綱」に基づき実施する。</p> <p>◇ 修繕・更新については、平成30年度に策定した「施設設備10か年計画」に基づく取組を実施する。</p>
発電	水力発電所	<p>◇ 巡視・点検については、「保安規程」に基づき実施する。</p> <p>◇ 修繕・更新については、平成30年度に策定した「施設整備10か年計画」に基づく取組を実施する。</p>